

**「第 12 次宮城県交通安全計画（中間案）」および
「第 12 次仙台市交通安全計画（中間案）」に対して意見表明
～ 自転車損害賠償責任保険等の加入促進やヘルメット着用促進を要請 ～**

日本損害保険協会東北支部（委員長：菊田 政寛・損害保険ジャパン株式会社 執行役員東北エリア本部長）は、宮城県および仙台市から公表された標記パブリック・コメントに対し、意見表明を行いました。

＜パブリック・コメントの概要＞

交通安全対策基本法に基づき、宮城県および仙台市において、交通安全対策推進を図るため策定している 5 か年計画について、現計画の後継となる令和 8 年度から令和 12 年度までを計画期間とする「第 12 次宮城県交通安全計画」および「第 12 次仙台市交通安全計画」の策定が進められており、その中間案をとりまとめたとして意見募集がなされたもの。

【宮城県】公表日：7 月 14 日（火）、募集期間：7 月 14 日（火）～8 月 14 日（金）

【仙台市】公表日：7 月 29 日（水）、募集期間：7 月 29 日（水）～8 月 28 日（金）

＜意見の概要：宮城県＞

項目ページ	意 見
P14（４）自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 3 段落目 「また、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進・・・」 P43 a 自転車の安全対策の強化 3 個目の○ 「・・・自転車の整備点検、損害賠償責任保険等への加入促進及び損害補償が一体となったＴＳマークの普及等の広報啓発を推進する。」 P64 カ 自転車の安全性の確保 「・・・自転車の整備と損害賠償が一体となったＴＳマークの普及や損害賠償保険等への加入を促進する。」	宮城県自転車安全利用条例（2021 年 4 月 1 日施行）において、損害賠償責任保険等への加入は義務となっており、条例が施行されて 5 年が経過していることから、「促進」や「推進」といった表現ではなく、「加入義務の広報啓発」等もう一段階踏み込んだ表現が適切と考える。
P14（４）自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 3 段落目 「・・・通勤や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策を推進する。」	「通勤」や「配達」に加えて、「通学」を追記してはどうか。 15 歳～19 歳においては、2025 年まで 10 年以上にわたり、自転車乗用中死傷者数が 1 万人超となっており、全年齢の約 20%を占めている（警察庁統計）。さらに同年齢においては、人口 10 万人あたりの死傷者数についても、自転車乗車中の事故の割合が他の状態（歩行中や自動車乗車中等）に比べて圧倒的に高いため（警察庁統計）、通学時や学校での指導啓発等の対策が必須と考える。

P15（５）外国人の交通安全対策の推進 ４段落目 「加えて、外国人の歩行者や自転車、特定小型原動機付自転車等利用者に対しても、外国人運転者と同様に日本の交通ルール等についての理解を促進して、交通安全に対する意識向上を図り、外国人が当事者となる交通事故の抑止に取り組む必要がある。」 P40（ク）外国人に対する交通安全教育の推進 ３段落目 「外国人に対する交通安全教育に当たっては、自動車の左側通行、赤信号での右左折禁止、一時停止標識等、自国の交通ルール等との違いを踏まえ、日本の交通ルール等を理解・徹底させる。」	宮城県のデータによると、県内における在留外国人人数も増加していることから、交通事故抑止の対策と並行して、交通事故による被害軽減のための対策についても記載してはどうか。 具体的には、交通事故による被害者の保護や運転者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担軽減の観点から、自賠責保険や自転車損害賠償責任保険等への加入義務、また、自動車保険への加入について、外国人への周知広報を実施してはどうかと考える。
P43 a 自転車の安全対策の強化 １個目の○ 「・・・自転車乗車時の頭部保護の重要性や、全ての年齢層の自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用を始めとした交通ルール・マナーについて広報啓発、交通安全教育等の充実を図る。」	15歳～19歳において、自転車乗用中の死傷者数や事故割合が、他の年代に比べて圧倒的に高くなっている（警察庁統計）。「全ての年齢層の」とあるが、特に事故の多い高校生に対する方針や対策が必要ではないか。 具体的には、「また、他の年代と比して自転車乗用中の事故が多い高校生については、自転車通学時のヘルメット着用要件化等について学校等と連携して推進する。」といった記載はどうかと考える。

<意見の概要：仙台市>

該当ページ	項目	意見の内容
①10	①第３章第１節 43 段落目	①「また、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進するほか、・・・」
②15	②第３章第２節 1（１）エ 2 段落目	②「・・・加害者となった場合の損害賠償という概念等についてさらに認識を深め、保護者や学校等の理解と協力のもと、自転車損害賠償保険等の加入、・・・の促進を図ります。」
③18	③第３章第２節 1（３）イ（ア）３つ目	③「損害保険会社等と連携し、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入促進を図ります。」
④24	④第３章第２節 3（４）2 段落目	④「・・・自転車の整備と損害賠償が一体となったＴＳマークの普及や損害賠償保険等への加入を促進します。」
⑤26	⑤第３章第２節 4（２）ウ	⑤「・・・加害者になった場合にも備え、・・・自転車も含めた傷害保険や損害賠償責任保険への加入を促進します。」 <意見> 仙台市自転車の安全利用に関する条例（2019年1月1日（一部4月1日）施行）において、損害賠償責任保険等への加入は義務となっており、条例が施行されて7年が経過していることから、「促進」や「推進」といった表現ではなく、「加入義務の広報啓発」等もう一段階踏み込んだ表現が適切と考える。なお、第12次岩手県交通安全計画（素案）では、「関係事業者と連携を図りながら損害賠償責任保険等への加入を加速化する。」といった表現が用いられている箇所がある。
10	第３章第１節 43 段落目	「・・・通勤や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策を推進することも必要です。」

①11 ②16	①第3章第1節 56 段落目 ②第3章第2節 1 (1) ク 2 段落 目	<意見> 「通勤」や「配達」に加えて、「通学」を追記してはどうか。 15 歳～19 歳においては、2025 年まで 10 年以上にわたり、自転車乗用中死傷者数が 1 万人超となっており、全年齢の約 20%を占めている（警察庁統計）。さらに同年齢においては、人口 10 万人あたりの死傷者数についても、自転車乗車中の事故の割合が他の状態（歩行中や自動車乗車中）に比べて圧倒的に高いため（警察庁統計）、通学時や学校での指導啓発等の対策が必須と考える。 ①「加えて、外国人の歩行者や自転車、特定小型原動機付自転車等利用者に対しても、外国人運転者と同様に日本の交通ルール等について理解を促進することで、交通安全への意識変容を図り、外国人が当事者となる交通事故の抑止に取り組む必要があります。」 ②「外国人に対する交通安全教育に当たっては、自動車の左側通行、赤信号での右左折禁止、一時停止標識等、自国の交通ルール等との違いを踏まえ、日本の交通ルール等の理解促進を図ります。」 <意見> 仙台市のデータによると、市内における外国人住民数も増加していることから、交通事故抑止の対策と並行して、交通事故による被害軽減のための対策についても記載してはどうか。 具体的には、交通事故による被害者の保護や運転者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担軽減の観点から、自賠責保険や自転車損害賠償責任保険等への加入義務、また、自動車保険への加入について、外国人への周知広報を実施してはどうかと考える。
①15 ②18	①第3章第2 節 1 (1) エ 2 段落目 ②第3章第2 節 1 (3) イ (ア) 4 つ目	①「・・・保護者や学校等の理解と協力のもと、・・・自転車乗車時のヘルメット着用及び自転車の定期的な点検・整備の促進を図ります。」 ②「自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解を広めることで、幼児・児童・生徒・学生の着用の徹底を図るとともに、全ての年齢層の自転車利用者に対してもヘルメットの着用を促進し、着用率の向上を図ります。」 <意見> 前述のとおり、15 歳～19 歳において、自転車乗用中の死傷者数や事故割合が、他の年代に比べて圧倒的に高くなっている（警察庁統計）。特に事故の多い高校生に対する方針や対策が必要であり、例えば、「自転車通学時のヘルメット着用要件化などについて学校等と連携して推進する。」といった具体的な記載としてはどうかと考える。

東北支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の安全・安心に資する取組みを推進していきます。